

令和5年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

令和5年5月30日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和5年 5月30日

16日間

至 令和5年 6月14日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案第45号 令和5年度 町営バス（小型バス）購入契約について

第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）

第 9 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）

第10 議案第46号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第47号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第48号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第49号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第50号 京丹波町高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第51号 京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第52号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

1番 山崎裕二君
2番 伊藤康二君
3番 居谷知範君
4番 谷口勝巳君
5番 東まさ子君
6番 山田均君
7番 畠中清司君
8番 山崎眞宏君
9番 西山芳明君
10番 隅山卓夫君
11番 松村英樹君
12番 森田幸子君
13番 梅原好範君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

町長 畠中源一君
副町長 山森英二君
総務部長 松山征義君
健康福祉部長 木南哲也君
産業建設部長 栗林英治君
企画情報課長 堀友輔君

総務課長	田中晋雄君
財政課長	山内明宏君
管財課長	藤井知宝君
税務課長	小山潤君
住民課長	久木寿一君
福祉支援課長	岡本明美君
健康推進課長	西野菜保子君
子育て支援課長	保田利和君
医療政策課長	豊嶋浩史君
農林振興課長	藤井雅文君
商工観光課長	片山健君
土木建築課長	山内敏史君
上下水道課長	堀内浩二君
会計管理者	樹山敬子君
瑞穂支所長	中野竜二君
和知支所長	十倉隆英君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君
学校教育課長	宇野浩史君
社会教育課長	村田弘之君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	山本美子
書記	松谷洋二

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番議員・山田均君、8番議員・山崎眞宏君を指名します。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの16日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの16日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、承認第1号ほか11件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案理由説明のため、畠中町長ほか関係者の出席を求めました。

4月21日に議会運営委員会、全員協議会が開催され、今後のコロナ感染症対応について協議されました。

また、同日に全員協議会による船井郡衛生管理組合施設等の現地踏査が実施されました。

5月17日に教育福祉常任委員会が開催され、共同生活援助「グループホーム」設置に係る要望の回答について協議されました。

また、同日に全員協議会による京丹波町図書館の現地踏査が実施されました。

5月26日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会での内容報告が行われました。

3月24日、4月3日、4月6日に議会広報広聴特別委員会が開催され、議会だより発行に向けた会議が行われ、議会だより第79号の発行をいただきました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付いたしております。

京丹波町情報センターに本日の会議の収録データの編集、自主放送番組での放映を依頼しましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、議会広報広聴特別委員会を開催しますので、委員の皆様よろしくお願いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（梅原好範君） 日程第4、行政報告を行います。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本日ここに、令和5年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援とご協力をいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、田植え作業も順調に進み、田んぼには満々と水が張られた田園風景が広がっております。京丹波町の里や野山も新緑がまぶしい季節となりました。これからは、ブランド産品であります黒大豆や大納言小豆をはじめとする畑作物の作付に向けて準備が進んでいくことと存じます。

このまま順調に作物が育ち、実り多い秋が迎えられることを心から願うものであります。

さて、3年以上の長きにわたり私たちの生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス

感染症ですが、感染症類型が5月8日から変更され、インフルエンザ等の感染症と同じ対応となりました。今年度におきましても、国の方針に基づき、65歳以上の方と5歳以上で基礎疾患等のある方を対象に6月から7月と、ワクチン供給の状況に配慮しながら9月から10月にワクチン集団接種を実施することとしておりますので、町民の皆様をはじめ議員各位には、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、全国の観光地をはじめ、京丹波町内でも民族音楽と地元和太鼓が融合したイベント「地球音楽祭」や4年ぶりに開催された「黒豆ロックフェスティバル」など、アフターコロナの状況下で、民間事業者と連携した事業も徐々に増えてきている印象であり、町のにぎわい、活気を感じているところです。

昨年末に西日本ジェイアールバス株式会社から運行継続困難との表明があった園福線について、京都府及び沿線市町で代替となる運行予定事業者を公募し、このたび企画提案のあった2者を運行予定事業者として選定をいたしました。

今後は、運行予定事業者と運行路線、便数、運賃体系等につきまして、協議・調整を行い、地域における旅客運送サービスの継続に努めてまいります。

町長に就任して以来、私の考え、思い、熱意を町民の皆様にご直接お伝えする機会として開催を熱望しておりました「町政懇談会」につきまして、今年度は旧町ごとに4か所の合計12会場で開催する予定としております。

町民の皆様と直接対話し、目指す町の将来像を語り合う場として、多くの町民の皆様にご参加いただくとともに、秋にはまちづくりに関するシンポジウムの開催も計画したいと考えております。

令和5年度は昨年度に取り組んだそれぞれの事業について、より具現化した町政運営として推進することとしており、着実にステップアップを図ってまいりたいと考えておりますが、限られた財政状況の中で魅力あるまちづくりを推進する上において、ここからが本当の正念場であると考えております。

まず、多くの食材が集積する本町において、特産である「丹波くり」を「京丹波くり」として、不動のブランドを確立するために、今年度より「丹波くり再生戦略担当」を中心として取組を進めてまいります。

昨年度、ガバメントクラウドファンディングで全国から多くの支援をいただきました。この貴重な財源を活用した補助金制度の拡充による生産拡大とプロモーションによる認知拡大を目標に取り組んでまいります。

また、去る全員協議会でもご説明したところですが、里山の田畑で育まれる豊かな「食」

を町独自の「フードバレー構想」に取りまとめ、関連各課と関連事業者、町民の皆様と一体となり、「食のまち京丹波」を広く内外にPRすることにより、関係人口を増加させてまいりたいと考えております。

「子どもを大切に育てるまち」を目指し、教育や子育てに関する各種施策を進め、優しくかつ安心できる環境づくり、また地域で学校との関わりを深め、郷土愛を育むなど「人づくりはまちづくり」を基本理念として、引き続き取組を進めてまいります。

今年度創設しました、すこやか子育て支援金事業については、現在この春に小学校と中学校に入学されました168名に案内し、1人につき5万円を支給する事務を進めているところです。このような切れ目のない子育て支援のさらなる展開を図ることにより、定住人口の増加などに期待しているところです。

本定例会に補正予算計上させていただいております、すこやか医療費助成事業や高校生等医療費助成事業につきましては、子育て環境のさらなる充実を図るため、本町独自事業として、18歳以下の医療費自己負担分を無償化するものであり、このことを通じて多くの子育て世代が安心できる、また将来のまちづくりにつながるものと考えているところでございます。

去る5月16日、埼玉県新座市にある十文字学園女子大学と相互友好協力協定を締結しました。十文字学園の創立者、十文字こと氏、旧姓高畑こと氏が京丹波町の出身であることから、昨年、創立100周年を迎えられた十文字学園の建学の理念に共感するとともに、「十文字こと顕彰特待生制度」を創設いただくなど、協定締結に至ったものであります。

今後は、教育、食、健康、福祉等あらゆる分野での交流を図り、本町の将来を担う人材育成を進めてまいりたいと考えております。

国内最大級の花と緑の祭典である「全国都市緑化フェア」について、2026年にこの京都丹波地域で開催するため、本年度より土木建築課に担当職員を配置し、2市1町で構成する京都丹波推進協議会事務局において基本構想を策定し、開催に係る国土交通大臣の同意に向け取り組んでまいります。本町の豊かな地域資源を全国発信する機会と捉え、京都府とも連携していきたいと考えております。

現在、商工観光課プロモーション戦略室では、京丹波町タウンプロモーション戦略とアクションプランの策定に向け取り組んでいるところです。また、昨年度から設置運営しております官民連携プロモーション組織の「京丹波イノベーションラボ」によるワークショップの議論などを踏まえて、町の魅力発信のためブランドロゴや統一したビジュアルイメージの作成など、グランドデザイン開発にも取り組むこととしております。

最後に、令和4年度の各会計決算見込みであります。一般会計では、歳入115億5,000万円、歳出112億7,000万円、収支は2億8,000万円で、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では2億2,000万円程度を見込んでおります。

また、公営企業会計を除く特別会計では、歳入54億8,000万円、歳出53億9,000万円で、収支は9,000万円程度を見込んでおります。

今後も引き続き財政の健全化に取り組んでまいりますとともに、適正な予算執行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

《日程第5、議案第45号 令和5年度 町営バス（小型バス）購入契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、議案第45号 令和5年度 町営バス（小型バス）購入契約についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第45号 令和5年度 町営バス（小型バス）購入契約につきまして、その概要を説明させていただきます。

現在、丹波バス事務所管理の町営バスで、老朽化が著しい車両について更新を行うもので、町営バスとして使用する小型バス1台を有限会社野村自動車工業から1,373万9,000円で購入するものであります。通行路線としては、主に和知地域を予定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 議案第45号 令和5年度 町営バス（小型バス）購入契約についての補足説明を申し上げます。

本町のバス車両は、現在、中型バス7台、小型バス7台、ワゴン車5台、合計19台を保有しております。

今回購入いたします車両は、29人乗りの小型バス（マイクロバス）1台でございます。

なお、運行につきましては、和知バス事業所の配車を予定しております。

今回の車両購入により廃車を考えている対象車両は、丹波バス事業所の6人乗り中型バス1台で、導入後14年となり、維持管理経費削減等の観点から実施するものでございます。それでは、議案書をご覧ください。

契約名、令和5年度 町営バス（小型バス）購入契約。

契約金額は、1,373万9,000円。

契約の相手方は、京都府船井郡京丹波町本庄島崎6番地3、有限会社野村自動車工業 代表取締役 野村 司。

契約の方法は、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札。

契約履行場所は、京丹波町本庄地内、和知バス車庫です。

契約期間は、議会の議決を得た日から令和6年3月31日までとしております。

議案のほかには、購入車両仕様書等概要、現在配備しています同型の車両写真、入札結果表を添付しておりますのでご確認ください。

以上、補足説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山田君。

○6番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思います。

今回提案になっておりますバス購入でございますけれども、入札参加者が1業者ということで、実際に対象としたのは町内の業者ということなのか、府下の業者ということで対象にして、いわゆる入札参加をどういう形で公募といいますか呼びかけをされたのか、1点伺っておきたいと思います。

それから、こういう社会情勢の中だと思うんですけども、契約期間が令和6年3月31日までということになっております。今の状況の中で注文しても納車がなかなか難しいということも聞くわけでございますけれども、大体の見込みとしてはどれぐらいの期間で納入されるのか、併せて伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） まず、2点目のご質問でございます。

本日、議決をお世話になりまして発注をいたしますと、業者のほうからは順調にいきましてでございますが、年内には入るであろうというふうに確認をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 藤井管財課長。

○管財課長（藤井知宝君） 条件付一般競争入札では、町内業者を指定して入札公告しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今の入札の業者の関係ですけれども、対象となる町内の業者というのは何者なのか伺っておきたいと思います。

1者しか参加がなかったということかもしれませんが、競争入札からすると、やはり何者かの中で入札というのが大事かと思うんですけれども、その辺の考え方を伺っておきたいと思います。

それから、車両の写真をつけていただいているんですけれども、先ほど町長からいろいろなまちづくりについての考え方もあったわけでございます。町内を走るバスのボディーの形といいますか、色といいますか、何かやっぱりまちづくりに関わるようなものも、いろんなどころを見ておりますと、それぞれの町の特徴を生かしたバスの体形ですとかがあります。こういう紺の線が入ったやつですけれども、何かそういうような考え方というのは今後ないのかどうか。あくまでもこういう紺の線の入ったバスということなのかどうか、その辺の考え方を伺っておきたい。

それから、今回中型バス62乗りを29人乗りに更新をするということになるんですけれども、実際、これまでの62人乗りを小型化するというところで、特段、乗車の関係は問題ないのかどうかということと、今後、更新のときには中型を小型のバスに順次していくという考えなのか併せて伺っておきます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） まず、この車両、今回、青色カラーの塗装の車両にしていくということでございます。ほかのカッティングとか町のPR的なものはどうかというご提案でございますけれども、ケース・バイ・ケースで、今、道の駅等のPRもしておるバスもございますし、また、子どもたちが車体に絵を書いていただいているようなこともございます。そういったことも検討しながら、町のPRに努めていきたいというふうに考えております。

もう1点でございます。今後の中型バスの更新でございますけども、できる限り子どもたちの人数、登校の乗車人数に合わせての車両配置でございます。人数が減ってまいりまして乗車が可能であれば中型にしていくという計画にしておりますので、そういった方向で考えております。

もう1点、小型にすることでの影響でございますけども、特に子どもたちの乗車が可能であればということで、問題ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 藤井管財課長。

○管財課長（藤井知宝君） 今回の入札に参加可能であった業者数は12業者ございました。

1者のみの入札ではございましたが、入札時点では、入札参加者は参加者数を把握できませんので、競争原理は問題なく働いております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

議案第45号 令和5年度 町営バス（小型バス）購入契約についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第16、議案第52号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第16、議案第52号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）までの議案につきましては、本日は、提案理由説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより、日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第16、議案第52号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 引き続き、提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴うもの等、本町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

地方税法施行規則様式の新設に伴うものや、個人住民税等の特例措置に関する改正など、地方税法において改正された内容に基づき必要な整理を行うものであります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援金等課税額を20万円から22万円に引き上げるものです。

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

補正前の額110億4,400万円に3,793万9,000円を追加し、補正後の額を110億8,193万9,000円とさせていただいたものであります。

新型コロナウイルス感染症の重症化予防のため、ワクチン接種に必要となる各種経費と財源につきまして整理を行い、迅速かつ円滑な接種体制の確保によりワクチン接種の推進を図

る目的から、専決処分による対応とさせていただいたところであります。

承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

補正前の額110億8,193万9,000円に840万円を追加し、補正後の額を110億9,033万9,000円とさせていただいたものであります。

国において、令和5年3月28日に、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用が閣議決定され、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援や、低所得世帯への支援などが盛り込まれたところであります。

中でも、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金の事業において、令和4年度給付金支給対象者に係る本給付金の支給については、可能な限り令和5年5月までに支給することとされており、各自治体に迅速な対応が求められております。

本町におきましても、早期に対応を図るため、支給に必要な期間の確保を含め、専決処分による対応とさせていただいたところであります。

議案第46号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第47号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院規則の一部改正に準じ、新型コロナウイルス感染症等の防疫作業に係る特例措置について所要の改正を行うもの。

議案第48号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、森林環境税の導入に伴う個人町民税に関する所要の改正及び種別割における原動機付自転車の改正に伴う改正など、地方税法において改正された内容に基づき所要の改正を行うもの。

議案第49号 京丹波町すこやか医療費助成条例の一部を改正する条例の制定、及び議案第50号 京丹波町高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子育て環境のさらなる充実を図るため、自己負担分を無償化とする改正を行うもの。

議案第51号 京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現状と課題を踏まえ、土地所有者等の責務、事業禁止区域の規定の追加等、所要の改正を行うものであります。

議案第52号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正前

の額110億9,033万9,000円に1億9,925万2,000円を追加し、補正後の額を112億8,959万1,000円とすることをお願いしております。

初めに、総務費では、総務管理費の地域にぎわいづくり補助金事業に44万4,000円の計上をお願いしております。区等が行う活動拠点施設の改修や備品購入について、物価高騰に伴う事業費の増額分を支援するものであります。

次に、民生費では、社会福祉費の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業に6,730万円の計上をお願いしております。住民税均等割非課税世帯等に対し1世帯3万円を給付するものであります。

同じく社会福祉費では、介護サービス、障害福祉サービス及び配食サービスを提供する京丹波町内の事業所に対し、食材費、施設光熱費の高騰分の支援として、社会福祉施設等に対する物価高騰対策支援事業に1,696万8,000円の計上をお願いするものであります。

同じく民生費の児童福祉費では、京都府の子育て支援医療助成制度の拡充と併せて、町制度のすこやか子育て医療費助成事業、高校生等医療費助成事業の自己負担額の無償化を実施するものであり、それに伴う必要経費の計上をお願いするものであります。

また、こども園給食事業に30万2,000円の計上をお願いしております。物価高騰の中にあっても、食育の推進、安全な給食提供の観点から、引き続き、地場産品や国産物の食材料等の使用を図るものであります。

次に、衛生費では、保健衛生費の新型コロナワクチン予防接種事業に4,486万5,000円の計上をお願いしております。新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチンの円滑な追加接種を行うものであります。

次に、農林水産業費では、農業費の耕種農家緊急支援交付金事業に1,158万3,000円を、畜産農家緊急支援交付金事業に2,744万4,000円をそれぞれ計上しております。飼料・肥料の価格高騰の影響を受ける販売用の農作物を生産する耕種農家及び畜産農家に対し、支援金を交付するものであります。

次に、商工費では、商工振興費の中小企業等省エネ設備導入支援事業に2,500万円の計上をお願いしております。エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業者等のコスト削減を図るため、必要となる省エネ設備導入に係る費用を支援するものであります。

また、観光費では、京丹波まるごと交流型観光推進事業に50万円の計上をお願いしております。豊富な森林資源を有効活用し、田舎でしか味わえない森林での癒し・遊び・学べる体験ツアー事業を創出し、地域活性化と観光認知を広げるものであります。

次に、教育費では、学校給食費の学校給食事業に123万円の計上をお願いしております。

物価高騰の中にあっても、食育の推進、安全な学校給食提供の観点から、引き続き、地場産品の国産物の食材料等の使用を図るものであります。

次に、歳入でございます。

まず、国庫支出金に1億8,164万6,000円を計上しております。衛生費国庫負担金では、新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金として3,159万7,000円、総務費国庫補助金では、地方創生臨時交付金として1億3,497万8,000円、衛生費国庫補助金では、新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として1,507万1,000円を計上しております。

また、府支出金の民生費府補助金では、京都子育て支援医療費助成補助金として104万円を計上しております。

最後に、今回の歳出補正額に対して必要な財源を確保するため、財政調整基金繰入金から1,656万6,000円を繰り入れて財源調整を図ることといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 承認第1号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、施行期日を令和5年4月1日とする必要のある内容について専決処分として措置させていただきました。その他の施行期日分につきましては、議案として上程させていただき、必要な整理をお願いするものであります。

それでは、町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

最初に、新旧対照表1ページをご覧ください。

第46条につきましては、法施行規則様式の新設に伴い、所要の整理を行い、併せて文言の整理を行うものであります。

次に、1ページから2ページ、第48条につきましては、法施行規則様式の新設に伴い、所要の整理を行い、併せて文言の整理を行うものであります。

次に、2ページ、第50条につきましては、法施行規則様式の新設に伴い、所要の整理を行い、併せて文言の整理を行うものであります。

次に、2ページから3ページ、第98条につきましては、法施行規則様式の新設に伴い、所要の整理を行うものであります。

次に、4ページ、第101条につきましては、法施行規則様式の新設に伴い、所要の整理を行うものであります。

次に、4ページ、附則第8条につきましては、法律改正に伴い、適用期限を3年度延長するものであります。

次に、4ページから5ページ、附則第10条につきましては、法律改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

次に、5ページから6ページ、附則第10条の2につきましては、地方税法附則の改正に伴い、項ずれの整理を行うものであります。併せて、15項を削り、新たに15項として、大規模な修繕等が行われたマンションに対する税額の減額特例措置の割合を定めるものであります。

次に、6ページから7ページ、附則第10条の3につきましては、先ほどの減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定し、併せて、項ずれ等の整理を行うものであります。

次に、7ページから8ページ、附則第15条の2につきましては、法律改正に伴い、臨時的軽減措置に係る規定を削除し、併せて、附則第15条の2の2を附則第15条の2とするものであります。

次に、8ページ、附則第15条の6につきましては、法律改正に伴い、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものであります。

次に、8ページから11ページ、附則第16条につきましては、法律改正に伴い、種別割のグリーン化特例について期限を延長し、併せて、項ずれの整理を行うものであります。

次に、11ページ、附則第16条の2につきましては、先ほどの附則改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

次に、12ページ、附則第17条の2につきましては、法律改正に伴い、適用期限を3年度延長するものであります。

次に、13ページ、附則第24条につきましては、規定の整備により文言を整理するものであります。

以上、簡単ではありますが、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布、翌日の4月1日に施行されたことに伴い、専決処分を行ったものであります。

改正内容は、保険税の課税限度額及び軽減判定所得基準の見直し、その他文言整理を行うものであります。

具体的には、2枚目めくっていただきました新旧対照表により説明をいたします。

まず、第2条第3項です。後期高齢者支援金分の基礎課税額について、ただし書きで規定する限度額を20万円から22万円に引き上げるものであります。

なお、当初予算算定時の状況からの試算となりますが、限度額の引上げに伴い、後期高齢者支援金分の限度額を超える世帯は14世帯から10世帯になりまして、保険税の増額分は約22万円となります。

次に、第23条第1項の22万円は、先ほど申しあげました課税限度額の引上げに関連するものであります。

次のページ、第2号です。5割軽減の判定所得の算定におきまして、被保険者数等に乗じる金額を28万5,000円から29万円に引き上げるもの。

第3号では、2割軽減の判定所得の算定において被保険者数等に乗じる金額を、52万円から53万5,000円に引き上げるものであります。

なお、これも当初予算算定時の状況からの試算となりますが、この改正によりまして、5割軽減世帯は3世帯3人の増加、軽減額は約10万円、2割軽減世帯は8世帯14人の増加、軽減額は約13万円となります。

第23条の2以降の改正につきましては、文言整理で、地方税法等対応する法令等の書きぶりとも合わせるための改正となっております。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 承認第3号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）に係ります専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、事項別明細書7ページ以降の歳出からお願いいたします。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、3目、予防費の新型コロナワクチン予防接種事業に3,639万8,000円の計上をお願いするものであります。今回承認をお願いしております補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症に係りますワクチン接種の

春開始接種実施に伴い、迅速かつ円滑な接種業務の推進確保に向け、4月3日を専決日とし、必要となりますワクチン接種に対する経費について計上を行ったものであります。

歳出の内容といたしまして、8ページ、7節、報償費では、医師等報償として657万3,000円の計上をお願いするものであります。医師及び看護師並びに薬剤師に対してそれぞれ合計22回分の従事回数を計画しております。

12節、委託料では、予防接種業務委託料として2,544万5,000円の計上をお願いするものであります。集団接種会場設置運営管理委託に1,210万円、また、接種体制確保に向けた接種券等の発送及びコールセンターの業務委託に1,006万円などを計上しております。

また、13節、使用料及び賃借料では、自動車等借上料として242万3,000円の計上をお願いするものであります。集団接種会場への巡回バスとして、3地区各4台の運行に必要な経費について計上しております。

その他ワクチン接種に必要な物品等経費について、10節、需用費及び11節、役務費に計上をお願いするものであります。

次に、会計年度任用職員人件費（パートタイム）に154万1,000円の計上をお願いするものであります。

1節、報酬、3節、職員手当等、4節、共済費、8節、旅費、18節、負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ必要額の計上を行うものであります。

次に、5ページから6ページの歳入をお願いいたします。

本事業に係る財源は、全額国庫支出金の交付を受けるものであり、16款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、衛生費国庫負担金の新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金に2,445万9,000円、2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金の新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金に1,348万円の計上をお願いするものであります。

以上、承認第3号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）の補足説明といたします。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、承認第4号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）に係ります専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、事項別明細書7ページ以降の歳出からお願いいたします。

3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に840万円の計上をお願いするものであります。今回承認をお願いしております補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する

中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、早急に特別給付金を支給し生活支援を行う必要があるため、4月21日を専決日とし、これら支給を行うため、必要な経費について計上を行ったものであります。

支給対象者は、令和4年度のひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給対象者及び令和6年2月29日までの間に出生した児童を養育する者で、住民税均等割非課税である者が対象となり、令和4年度支給対象児童数150人に新規の見込み人数10人を加えた160人を、今回の支給対象者数と見込んでおります。

歳出の内容といたしまして、18節、負担金、補助及び交付金の子育て世帯特別給付金に800万円を計上しております。

併せて、業務に必要な事務経費として、10節、需用費に24万円及び11節、役務費に5万2,000円を計上するとともに、18節、負担金、補助及び交付金のシステム改修負担金に10万8,000円を計上しております。

次に、5ページから6ページの歳入をお願いいたします。

本事業に係る財源は、全額国庫支出金の交付を受けるものであり、16款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金の子育て世帯生活支援特別給付金に840万円の計上をお願いするものであります。

以上、承認第4号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）の補足説明といたします。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第46号 京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律のうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正が5月11日に施行され、スマートフォンを利用した公的個人認証サービスが始まりました。

マイナンバーカードの保有者が、マイナンバーカードの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載できるようになるものです。これに伴い、本町が実施しています印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスにおいて、これまでのマイナンバーカードを使用した申請のほか、スマートフォンに搭載する移動端末設備用利用者証明用電子証明書による申請を可能とするため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表をご覧ください。

右側、旧の欄ですが、現行条例の第10条第2項では、印鑑登録証明書の交付をコンビニ

等での多機能端末機でマイナンバーカードを利用して申請することができることを規定しています。

左側、新の欄ですが、条例第10条第2項において、コンビニ交付サービスが申請できる方法として、第1号でこれまでのマイナンバーカードを使用した申請、第2号で新たにスマートフォンを使用した申請を規定するものであります。

最後に附則です。

コンビニ交付サービスにおけるスマホ利用の開始時期、方法等の決定につきましては、コンビニ事業者等の対応が必要となりまして、秋以降になると見込まれております。決定されましたら、規則によりこの条例の施行日を定めることとしております。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長

○総務課長（田中晋雄君） 議案第47号 京丹波町職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

全世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症におきまして、国の取扱いに準じて本条例における防疫等作業手当の特例を定めておりましたが、令和5年5月8日に人事院規則が改正されたことに伴い、本条例の改正をお願いするものであります。

議案書を1枚めくっていただきまして、新旧対照表をご確認ください。

まず、第1条関係においては、令和2年9月議会で議決いただき、同年8月1日より適用しておりました京丹波町病院等におけるコロナ診察等の防疫等作業手当の特例については、人事院規則において廃止されたことから、一部改正条例の一部改正として附則第2項及び第3項を削り、第1項の見出し等を整理するものであります。

めくっていただきまして、第2条関係でございます。

感染症類型の変更がされたとはいいませても、今後、感染状況等を考慮した特例手当については、人事院も特例対応できるよう規則改正されていることから、本町の条例において制定、附則に追加することとして一部改正し、今後の対応に備えるものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日から施行、令和5年5月8日から適用するものとしております。

以上、議案第47号の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山潤君） 議案第48号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日を本年4月1日とする必要のある改正につきましては、専決処分とさせていただきます。

それでは、町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

最初に、新旧対照表1ページをご覧ください。

第34条の9につきましては、森林環境税の導入に伴い、所要の整理を行うものであります。

次に、1ページから2ページ、第36条の3の2につきましては、法規定の新設に合わせて、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化について第2項を追加し、項ずれに伴う文言の整理を行うものであります。

次に、3ページ、第38条につきましては、森林環境税の導入に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について所要の文言整理を行うものであります。

次に、3ページ、第41条につきましては、森林環境税の導入に伴い、個人住民税及び森林環境税との合計額を記載し、所要の文言整理を行うものであります。

次に、3ページから5ページ、第44条につきましては、森林環境税の導入に伴い、特別徴収する給与所得者に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定し、併せて文言の整理を行うものであります。

次に、5ページから6ページ、第47条につきましては、森林環境税の導入に伴い、過誤納金について所要の整理を行うものであります。

次に、6ページから7ページ、第47条の2につきましては、森林環境税の導入に伴い、特別徴収する公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定し、併せて文言の整理を行うものであります。

次に、7ページから8ページ、第47条の6につきましては、森林環境税の導入に伴い、過誤納金について所要の整理を行うものであります。

次に、8ページから9ページ、第82条につきましては、道路交通法等電動キックボード等の規定について、所要の整理を行うものであります。

次に、9ページ、附則第15条の2につきましては、不正を行った自動車メーカーより、納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものであります。

同じく9ページ、附則第16条の2につきましては、不正を行った自動車メーカーより納

税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第49号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

まず初めに、1枚ものの議案資料をご覧ください。

子育て医療費助成制度の概要として、条例改正の前後の京都府制度と京都府独自制度との関係を説明しております。

子育て医療費助成につきましては、京都府の京都子育て医療費助成制度と本町独自の京丹波町すこやか子育て医療費助成制度の運用により、ゼロ歳から中学生までの医療費に係る自己負担上限を医療機関ごとに入院、入院外それぞれ一月につき200円としてきました。

このたび、京都府制度が9月から入院外における自己負担上限額200円の対象を、ゼロ歳から2歳までを小学生までに拡充されることが決定いたしました。

京都府制度の拡充により、これまで町独自の子育て支援施策としてきた分のうち、3歳から小学生までの分の2分の1が府補助金で交付されることとなります。

今回の改正につきましては、その財政負担が軽減される分を活用しまして、町独自の施策をさらに拡充し、ゼロ歳から中学生までを対象に医療費に係る自己負担金額200円をゼロ円とする自己負担の無償化を実施するものであります。

なお、この条例の施行期日は、京都府制度と合わせて令和5年9月1日としまして、医療費に係る自己負担の無償化は、その日以後の診療に係る医療費分からの適用となります。

このほか、第3条において文言修正を行っております。

以上、議案第49号の補足説明といたします。

次に、議案第50号 京丹波町高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

高校生等の医療費助成につきましては、京丹波町独自の子育て支援施策として、平成27年9月から医療費に係る自己負担上限を医療機関ごとに入院、入院外それぞれ一月につき200円としてきました。

今回の改正は、町独自の子育て支援施策のさらなる拡充として、高校生等、定義といたしましては満15歳に達する日以後最初の4月1日から、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者としておりますけれども、その方の医療費に係る自己負担分についてもゼロ

円、無償とするためのものであります。

この条例の施行期日は、すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例と同じ令和5年9月1日とし、医療費に係る自己負担の無償化はその日以後の診療に係る医療費分から適用することといたします。

以上、議案第50号の補足説明といたします。

次に、議案第51号 京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例につきましては、地球温暖化対策として全国的に太陽光発電事業の導入が進む中、平成29年に策定した京丹波町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインを引き継ぐ形で令和3年4月1日に施行し、施設の設置時や事業中における施設の安全かつ良好な維持管理、さらには廃止後の施設の適切な撤去等に至るまで、適正に太陽光発電事業が行われるように制定したものであります。

条例施行後2年余りが経過いたしました。今回は、現状や議会の場での議論等を踏まえまして、さらなる災害の防止、自然環境の保全等を図るため、太陽光発電施設の設置、管理等に関しまして、事業者、土地所有者等の責務等の強化、事業禁止区域等の設定など必要な規定の整備を行うものであります。

それでは、改正部分を新旧対照表によりご説明申し上げます。

申し上げる条番号は改正後の条番号といたします。

まず、第2条の定義です。土地所有者等について、その責務などを新たに規定いたしますので、定義づけをしています。

第4条は、事業者の責務の強化と規定の整理を行うための改正です。

改正前は、太陽光発電施設の実施に当たって苦情及び紛争が生じたとき、維持管理及び事業終了時における責務をそれぞれ規定してきました。

今回の改正で、これらの規定に新たに第1項で事業区域の選定の時点での責務を加えております。事業区域選定の時点から災害の防止、自然環境等の保全及び良好な景観の形成、以下「災害の防止等」と言いますが、その観点での検討と配慮をしなければならないことを規定するものであります。

第2項は、文言整理です。

第3項は、項番号をずらすだけであります。

第4項は、国において、太陽光発電設備の廃棄等費用に充てるために源泉徴収的に費用を外部積立てする制度が創設されたことを踏まえまして、積立て等による費用の確保を目的と

する規定から、今回、適正な維持管理並びに事業終了後の適正な撤去及び処分を目的とする規定に整理するものであります。

次のページ、第5条では、新たに土地所有者等の責務を規定しています。太陽光発電事業につきましては、事業者だけでなく、土地所有者等に対しても災害の防止等や適正な土地の管理のための責務を定めることといたします。

次に、第7条です。

ここでは、事業禁止区域の規定を新設しています。災害の防止等に関する各法律で指定された区域を事業禁止区域とするものであります。

なお、ただし書きにおいて、例外規定を設けています。太陽光発電施設の設置が第1号から第5号までの各法律に基づき許可された場合と、第6号に規定する土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域内であっても、太陽光発電施設の設置が防災上明らかに支障がないと判断できる場合を禁止の例外としております。

次のページ、第8条は、事業抑制区域として、太陽光発電事業の実施について、特に配慮が必要と認める区域を指定し、事業者はこの区域を事業に含めないように努めなければならないと規定しております。

次のページ、第18条をご覧ください。

事業者が所在不明となった場合などにおいて、土地所有者等が事業者に代わり必要な措置を講ずることを義務づけています。

1ページ飛びまして、6ページの第22条です。

命令の規定ですが、改正規定は事業禁止区域の新設に伴う改正であります。

その他、改正箇所につきましては、文言整理と条番号のずれによるものであります。

最後に、この条例の施行期日は、約3か月の周知期間を置くこととして令和5年10月1日としております。

以上、補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） それでは、議案第52号 令和5年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、歳出から、事項別明細書の7ページから8ページをお願いいたします。

初めに、2款、総務費、1項、総務管理費、11目、地域振興事業費でございますが、地域にぎわいづくり補助金事業に44万4,000円の計上をお願いしております。区等が行う活動拠点施設の改修や備品購入については、これまでから支援を行っているところであり

ますが、物価高騰に伴う事業費の増額分を支援し、区等の負担緩和を図るものであります。今回、10区を対象とし、18節、負担金、補助及び交付金の地域にぎわいづくり補助金に44万4,000円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を28万5,000円充当いたしております。

次に、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業に6,730万円の計上をお願いしております。住民税均等割非課税世帯等を対象に、1世帯当たり3万円の支給を図るものであり、支給方法は現金支給として、支給対象世帯につきましては2,200世帯を見込み、内訳といたしまして、住民税均等割非課税世帯2,190世帯と家計急変世帯10世帯をそれぞれ見込んでおります。

歳出の内容につきましては、18節、負担金、補助及び交付金に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金として6,600万円を、併せて業務に必要な事務経費として、10節、需用費に32万6,000円、及び11節、役務費に87万円を計上するとともに、負担金、補助及び交付金にシステム改修負担金として10万4,000円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を6,719万2,000円充当いたしております。

同じく、1目、社会福祉総務費では、介護サービス、障害福祉サービス及び配食サービスを提供する京丹波町内の事業所に対し、食材費、施設光熱費の高騰分の支援として、社会福祉施設等に対する物価高騰対策支援事業に1,696万8,000円の計上をお願いするものであります。

歳出の内容につきましては、介護サービス・障害福祉サービス提供事業所のうち、通所系事業所に対する支援金として定員1人当たり1万3,000円を、入所・入居系事業所に対する支援金として定員1人当たり3万4,000円をそれぞれ交付単価とし、1,596万円の交付を見込んでおります。

また、在宅高齢者への配食サービス提供事業所に対する支援金については、1食当たり28円を交付単価とし、100万8,000円の交付を見込んでおり、18節、負担金、補助及び交付金に社会福祉施設等に対する物価高騰対策支援金として1,696万8,000円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を1,089万5,000円充当いたしております。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費では、京都府の子育て支援医療助成制度と町制度のすこやか子育て医療費助成事業、高校生等医療費助成事業の拡充に係る補正であります。

すこやか子育て医療費助成事業におきましては、業務に必要な経費として、10節、需用費に6万9,000円、18節、負担金、補助及び交付金のシステム改修負担金に60万円を計上するとともに、無償化に伴います影響額として、19節、扶助費のすこやか子育て医療給付費に70万円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、府支出金の京都子育て支援医療費助成補助金を104万円充当いたしております。

また、京都子育て支援医療助成事業に34万4,000円を計上し、業務に必要な経費として、10節、需用費に6万円、11節、役務費に8万4,000円、18節、負担金、補助及び交付金のシステム改修負担金に20万円を計上しております。

高校生等医療費助成事業では、無償化に伴います影響額として、19節、扶助費の高校生等医療給付費に10万円を計上しております。

3目、こども園費のこども園給食事業につきましては、長期化する物価高騰の中にあっても、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食が実施されるよう、賄材料費を増額するものであります。牛乳分の年間増加額を見込みまして、10節、需用費の賄材料費に30万2,000円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を19万4,000円充当いたしております。

次に、7ページから10ページの4款、衛生費、1項、保健衛生費、3目、予防費では、新型コロナワクチン予防接種事業に4,486万5,000円の計上をお願いするものであります。今回の計上分につきましては、9月以降の秋開始接種に対応する経費について計上をお願いするものであります。

歳出の主な内容といたしまして、7節、報償費では、医師等報償として736万8,000円を計上しております。医師及び看護師等に対して、それぞれ合計25回分の従事回数を計画しております。

12節、委託料では、予防接種業務委託料として3,413万3,000円の計上をお願いするものであります。集団接種会場設置運営管理委託に1,481万3,000円、また、接種体制確保に向けた接種券等の発送及びコールセンターの業務委託に1,267万5,000円などを計上しております。

また、13節、使用料及び賃借料では、自動車等借上料として242万3,000円の計

上をお願いするものであります。集団接種会場への巡回バスとして、3地区各4台の運行に必要な経費について計上しております。

その他ワクチン接種に必要な物品等経費について、10節、需用費及び11節、役務費に計上をお願いするものであります。

また、コロナ接種対応として、会計年度任用職員人件費（パートタイム）に180万3,000円の増額計上をお願いするものであります。

新型コロナワクチン予防接種対応経費に係る財源につきましては、全額、国庫支出金を充當いたしております。

次に、3項、1目、上水道費では、水道事業会計補助事業の財源振替を実施しております。令和5年度当初予算におきまして、水道事業に対して電気料金等物価高騰分の支援を行っておりますが、今回の交付金を活用しまして、物価や電力・食料品等の高騰に直面する水道利用者への追加的な負担を生じさせないよう、多くの電力を消費し、電力価格高騰による事業経費が増大していることへの対応を図ってまいりたいと考えております。

本事業に係る財源振替につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を1,193万2,000円充當いたしております。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費では、飼料・肥料の価格高騰の影響を大きく受け厳しい経営状況にある水稻や大豆、野菜などの販売用の農作物を生産する耕種農家に対して、緊急的な支援として耕種農家緊急支援交付金事業に1,158万3,000円の計上をお願いするものであります。

歳出の内容につきましては、本町に住所を有する個人、本町に所在する団体で、販売用の農作物を生産する耕種農家の令和5年度産の販売用の農作物作付面積に対して、10アール当たり1,500円を交付するものであり、18節、負担金、補助及び交付金に耕種農家緊急支援交付金として1,158万3,000円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を743万7,000円充當いたしております。

4目、畜産業費では、飼料・肥料の価格高騰の影響を大きく受け厳しい経営状況にある畜産農家に対し、緊急的な支援として畜産農家緊急支援交付金事業に2,744万4,000円の計上をお願いするものであります。

歳出の内容につきましては、本町に住所を有する個人、本町に所在する団体で、1頭のみ飼養者を除く畜産業を営む農家の令和5年2月1日時点の飼養衛生管理状況に関する定期報告書による飼養頭数に対して、乳用牛は1頭当たり7,000円、肉用牛は1頭当たり5,

000円、養豚は1頭当たり1,200円、肉用鶏は1羽当たり80円、採卵鶏は1羽当たり20円を交付するものであり、18節、負担金、補助及び交付金に畜産農家緊急支援交付金として2,744万4,000円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を1,762万1,000円充当いたしております。

次に、5目、農地費では、農業集落排水事業繰出金の財源振替を実施しております。水道事業会計と同様に今回の交付金を活用しまして、物価や電力・食料品等の高騰に直面する下水道利用者への追加的な負担を生じさせないよう、多くの電力を消費し、電力価格高騰による事業経費が増大していることへの対応を図ってまいりたいと考えております。

本事業に係る財源振替につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を47万5,000円充当いたしております。

次に、7款、1項、商工費、2目、商工振興費では、中小企業等省エネ設備導入支援事業に2,500万円の計上をお願いするものであります。エネルギー価格高騰の影響を受ける京丹波町内に事業所等を有する中小企業者、個人事業主等のコスト削減を図るため、エアコンや照明器具などの省エネ設備導入に係る費用を支援するものであります。補助率を4分の3、上限額を50万円と設定いたしまして、18節、負担金、補助及び交付金に中小企業等省エネ設備導入支援金として2,500万円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を1,605万2,000円充当いたしております。

3目、観光費では、京丹波まるごと交流型観光推進事業に50万円の計上をお願いするものであります。森の京都DMOが実施主体となり、南丹市と京丹波町の8割以上を占める森を有効活用し、時代に適したウェルネスツーリズムをインバウンド向けに販売するアルベルゴ・ディフーズの概念を取り入れ、両市町全体を森のホテルと捉え、域内の宿泊施設、観光施設、飲食店と連携し、既に開発されている20を超えるアクティビティの体験を組み込んだ森林浴プログラムを楽しんでもらうものであります。

これらに係る経費として、18節、負担金、補助及び交付金に森の京都市町村負担金として50万円を計上しております。

次に、8款、土木費、5項、下水道費、1目、公共下水道費では、公共下水道事業繰出金の財源振替を実施しております。農業集落排水事業繰出金と同様の内容でございまして、本事業に係る財源振替につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を210万5,000円充当いたしております。

次に、11ページから12ページの10款、教育費、6項、学校給食費、1目、学校給食費の学校給食事業につきましては、長期化する物価高騰等の中にあっても、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食が実施されるよう、賄材料費を増額するものであります。京都府教育委員会から決定通知のありました毎回給食に提供される牛乳の保護者負担額が7円73銭、約14%上昇していることから、牛乳分の年間増加額を見込みまして、10節、需用費の賄材料費に123万円を計上しております。

本事業に係る財源につきましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金を79万円充当いたしております。

次に、歳入でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書の5ページから6ページをお願いいたします。

初めに、16款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、衛生費国庫負担金では、1節、保健衛生費負担金の新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金に3,159万7,000円を、また、2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金では、1節、保健衛生費補助金の新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金に1,507万1,000円の計上をお願いしております。それぞれ新型コロナワクチンの追加接種に取り組む経費の財源として計上をお願いするものでございます。

次に、戻っていただきまして、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金、1節、総務費補助金の地方創生臨時交付金に1億3,497万8,000円を計上しております。今回の地方創生臨時交付金につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援分、推奨事業メニュー分と呼ばれている分と低所得世帯への支援のための低所得世帯支援枠が設置されており、推奨事業メニュー分として6,797万8,000円、低所得世帯支援枠分として6,700万円を計上しております。

次に、17款、府支出金、2項、府補助金、2目、民生費府補助金、3節、児童福祉費補助金の京都子育て支援医療費助成補助金に104万円を計上しております。すこやか子育て医療費助成事業の財源として計上するものでございます。

最後に、20款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金では、財政調整基金繰入金として1,656万6,000円を計上しております。今回の補正予算に必要な歳出額に対する財源調整を図るものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会とします。

次の本会議は、6月2日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

なお、この後、委員会室におきまして、議会広報広聴特別委員会を開催いたします。

委員の皆様には、大変ご苦勞さまですが、引き続きよろしく願いいたします。

本日は、大変ご苦勞さまでした。

散会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 山田均

〃 署名議員 山崎眞宏